

社会福祉実習教育に関する一考察（その1）

—弘前学院大学の「社会福祉実習Ⅰ」指導方法の現状と課題—

A study on the social work practicum education (part1) :

Issues of the curriculum of “Social work practicum I” at Hirosaki Gakuin University

栗 山 隆

Takashi Kuriyama

I. 問題の視点

複雑化した現代社会の混迷は、生活課題や福祉ニーズの発生を容易に拡大し、しかもそれは留まるところを知らない。このような社会状況の下、近年社会福祉基礎構造改革が行われている。この理念の強調点は、「権利擁護」「自立・生活支援」「利用者本位」等々であり、そのための新しい制度・政策・理論・方法（技術）が創り出され社会福祉の大きな転換を促している。

社会福祉教育の問題を取り上げる際、特に大学における社会福祉教育のあり方¹が問われる側面は多様であるが、第1義的には、広範囲にわたる社会福祉サービスの質的向上に向けてこれらの要請にどのような解答を用意できるのかということであり、そのための羅針盤としてイニシアチブを發揮していくことである。しかしながら社会福祉系大学の対応姿勢には相違がみられ、日本社会事業学校連盟の取り組みは着実に積み上げられているものの現行の教育方法や内容の改善、課題整理や教材のあり方等は相変わらず個別の大学事情に任せられている。また、社会福祉サービスの質的向上にはマンパワーの質量が大きな影響を与えるが、大学の社会福祉教育を受けた者の全てが社会福祉の職業や研究等に従事するわけでもなく、社会福祉の職業につく場合でも福祉現場からは「実際に役立つ人材を養成していない」と指摘されることもしばしばである。それに加えて社会福祉士等の養成教育を行い、社会福祉士等国家資格の有資格者を輩出したとしても、必ずしもそれら有資格者の就職が希望に叶わないという任用制度・労働条件にともなう課題も山積する。

このような背景の中で、本学は今年度第1回目

の社会福祉実習Ⅰ履修生を送り出したが、その初期教育における成果を問われなければなるまい。特に本稿がテーマとする「社会福祉実習Ⅰ」²は、社会福祉教育内容の中核をなし教育カリキュラムの再検討を試みるにあたって検討されなければならない中心的課題のひとつになるものと考ええる。

本学は、1886年、本田庸一（日本メソジスト初代監督）を開学の祖とし、一貫してキリスト教主義による女子教育を行ってきたが、1999年津軽地方を中心とした地域社会における福祉専門職の必要性を自覚し、男女共学の社会福祉学部社会福祉学科が創設された。建学の精神は「畏神愛人」であり、この根本理念を基底に社会福祉の根本理念とあわせて専門家（ソーシャルワーカー）養成をめざす実習の指導方法の構築と体系化という課題を射程におき実習の指導方法を検討してきた。と同時に後述するような多くの課題を未解決のまま内包しながらも前進しなければならない状況にある。しかし、そこに抱える課題は、本学独自の課題であるとともに、地方都市、布いてはわが国の社会福祉大学教育が抱える共通した問題として指摘される部分も多いと考える。

本稿は、本学の实習教育システムの要因（社会福祉実習の基本枠組と本学の实習システム）とその指導方法・内容を分析することにより、大学の社会福祉実習教育、特に「社会福祉実習Ⅰ」を実施するうえで派生する問題や矛盾とその課題解決に向けて若干の問題提起を試みようとするものである。したがって本論の限界は、実習システム要因の構造的分析であるため、その点に関する意識が重点的となり各項目のレビューが表面的、不十分となることである。また、弘前学院大学全体の社会福祉実習教育は、1年次から4年次までの『積

み上げ方式』を採用し、1年次の「学習体験」（つがる福祉創造フォーラム、ボランティアなど）から2年次の「社会福祉実習基礎論」（事前学習）、そして3年次の「社会福祉実習Ⅰ」（いわゆる社会福祉援助技術現場実習）、4年次に「社会福祉実習Ⅱ」（研究実習）、「社会福祉調査実習」（調査実習）、「精神保健福祉援助実習」（医療福祉分野における精神科領域の実習）を用意しているが、次年度行われる予定の各実習が終了していない現時点では、『積み上げ方式』全体の総論的評価とその中における「社会福祉実習Ⅰ」の各論的評価が不可能な点である。

II. 「社会福祉実習Ⅰ」：社会福祉援助技術現場実習

1). 現在までの流れ

社会福祉実習は社会福祉教育の歴史の中で幾多の変遷を経て現在の体系を確立してきた。それを大枠で捉えるならば1987年の社会福祉士及び介護福祉士法設立の前後で二分されるといえよう。実習が専門職養成における重要な役割を担うことに懐疑を抱かれる状況は徐々に薄れつつあるとはいえ、社会福祉実習の位置付けは必ずしも明確なものではなかった³。

1987年の社会福祉士及び介護福祉士法は社会福祉の専門職としての国家資格を社会福祉士と介護福祉士に二分し、それぞれの業務内容を定めている。社会福祉士においては「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと」⁴をその業務としている。さらにこの法は国家資格の枠組みを規定することに留まらず、関連規則を含み専門職の養成課程における科目、その学習内容を規定する包括的な制度であり、社会福祉系の学部ではこの規定に基づくカリキュラムの構成を余儀なくされることとなった。

日本社会事業学校連盟は1955年に結成されて以来、日本の社会福祉教育の中核として社会福祉系科目のカリキュラムについての検討、ガイドライン等の提示をしてきたが、この1987年の社会福

祉士法で示された養成課程のカリキュラムと従来の学校連盟養成基準との共通面と相違面が問題となり、学校連盟では新たな養成基準を1987年7月に決定することとなった⁵。勿論この社会福祉士法で示されたカリキュラムは学校連盟の意見を十分に組み入れた形で審議され、それが大幅に取り入れられた経緯があった⁶がゆえに、その後この基準は100校を超える学校連盟加盟校のカリキュラムの標準形として定着し、社会福祉実習を鑑みれば社会福祉実習を受け入れる社会福祉施設に対する新指導マニュアルの発刊として集大成された⁷。

昨今では1999年には厚生省社会援護局から社会福祉士養成施設等における受講科目の目標及び内容について改正の通知があり、社会福祉実習については従来の社会福祉援助技術現場実習が社会福祉援助技術現場実習と社会福祉援助技術現場実習指導という二科目に分離され、実習教育における教育機関の役割が明確化された。

2). 社会福祉実習の目標

社会福祉実習の目標は前述の厚生省の通知に示されている⁸。厚生省の通知は社会福祉士養成施設に対する通知であり、大学についてはカリキュラムの柔軟性を認めてはいるものの実質標準型として捉えてよいと思われる。社会福祉実習についてはこの通知の通り社会福祉援助技術現場実習と社会福祉援助技術現場実習指導の二科目の目標を紹介したい。

「社会福祉援助技術現場実習」

【目標】

1. 現場体験を通して社会福祉専門職（社会福祉士）として仕事をするうえで必要な「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」の内容の理解を深める。
2. 「専門知識」、「専門援助技術」及び「関連知識」を実際に活用し、相談援助業務に必要な資質・能力・技術を習得する。
3. 職業倫理を身につけ、福祉専門職としての自覚にもとづいた行動ができるようにする。
4. 具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系だてていくことができる能力を涵養する。
5. 関連分野の専門職との連携のあり方及びその

具体的内容を理解する。

「社会福祉援助技術現場実習指導」

【目標】

1. 社会福祉援助技術現場実習の意義について理解させる。
2. 社会福祉援助技術現場実習を通じて、養成施設で学んだ知識、技術等を具体的かつ実際に理解できるよう指導する。
3. 実践的な技術等を体得できるよう指導する。
4. 福祉に関する相談援助の専門職としての自覚を促し、専門職として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得できるように指導する。

すなわち社会福祉実習の目標にはコンペテンシー（技術・知識）、倫理、理論化の三方向が示されている。社会福祉援助技術実習指導では、社会福祉援助技術現場実習のこれらの目標を受け三方向の広がりをもつ指導をその目標に掲げているわけである。

3). 内 容

前節の社会福祉実習の目標と同様に厚生省の通知における社会福祉実習の内容を社会福祉援助技術現場実習と社会福祉援助技術現場実習指導に分けて記す。

「社会福祉援助技術現場実習」

【内容】

社会福祉援助技術現場実習を実施する際には、下記の点に留意すること。

- ① 配属実習に際しては、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認したうえで配属させること。
- ② 実習先は、巡回指導が随時可能な範囲で選定することとし、実習中の個別指導を十分行うようにすること。
- ③ 「実習記録ノート」については、単なる記録とまらない様にあらかじめ学生に指導するとともに、その内容については、個別指導に十分生かすようにすること。
- ④ 実習中においては、下記の点に留意して実習を行うものとする。
 - (ア) 利用者やその関係者、施設・機関・団体

等の職員やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係を形成する能力を強める。

- (イ) 利用者を理解し、その需要を把握する能力を強める。
- (ウ) 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）と援助関係を作る能力を強める。
- (エ) 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）の問題解決能力を高めるように援助する能力を強める。
- (オ) 福祉専門職（社会福祉士）としての職業倫理、施設・機関・団体の経営や職員の就業などに関する規定を学び、組織の一員として仕事を計画し、責任を果す能力を強める。
- (カ) 実習生が、当該実習先がコミュニティの中の機関・施設であることを理解するとともに、具体的なコミュニティへの働きかけについて学び、その援助のための能力を強化する。
- (キ) 福祉専門職（社会福祉士）のあるべき姿と必要な能力を実際に学び、自己を客観し、解決すべき自己の課題を明確化し、理解を深める。

「社会福祉援助技術現場実習指導」

【内容】

社会福祉援助技術現場実習指導には、下記の内容を必ず含めることとする。

1. 実習オリエンテーション
2. 視聴覚学習
3. 現場体験学習及び見学実習（実際の介護サービスの理解や各種サービスの利用体験等を含む）
4. 巡回指導
5. 実習記録に基づく実習総括レポートの作成
6. 実習の評価全体総括会

(注)

- ① 社会福祉援助技術現場実習を効果的にすすめるため、実習生用の「実習指導マニュアル」及び「実習記録ノート」を作成し、実習指導に活用すること。
 - ア) 実習前においては、下記の点に留意

して個別指導を行うものとする。

- a. 実習生が、実習の意義、目的を理解し、適切な実習計画を作成する。
- b. 実習生に自己の選択した実習分野と施設について基本的な知識をもたせる。
- c. 実習生に実習先で必要とされる専門援助技術の基礎について十分理解させる。
- d. 実習生に個人のプライバシーの保護と守秘義務等について十分理解させる。

1) 実習後においては、その実習内容についての達成度を評価し、必要な個別指導を行うものとする。

- ② 配属実習が効果的に行われるよう、実習生と実習担当専任教員が、実習先の実習指導担当者と十分協議して、実習が確実に実施できるよう実習計画を作成すること。
- ③ 実習の評価基準を明確にし、評価に際しては実習先の実習指導担当者の評定はもとより、実習生本人の自己評価についても考慮して行うこと。

ここで記した内容は、かなり抽象的なものであるばかりでなく社会福祉実習の全容を把握しにくいものとなっている。したがって実習指導に携わる大学側の教員であれば別としても、学生や実習先の機関・施設側の実習指導担当職員にとって全体像の把握は容易なことではない。そのための対処法として本学では、後述する「ガイドブック社会福祉実習Ⅰ・Ⅱ」⁹（以下、ガイドブック）を作成しその方法と内容を学生に周知させた。また実習先の施設・機関側に関しては、昨年度、青森・弘前・八戸の3会場において実習指導打ち合わせ会¹⁰を開催し、関係機関・施設に対して理解の推進をはかった。

Ⅲ. 「社会福祉実習Ⅰ」：教育方法と内容¹¹

1). 社会福祉実習Ⅰの履修要件

社会福祉援助技術現場実習は本学において社会

福祉実習Ⅰとして3年次に配置されているが、社会福祉実習Ⅰ（学内における通年2時間の授業のほか、学外における実務実習[23日間以上かつ180時間以上]）を履修するためには、2年次までに開講されている基礎教育科目（社会科学研究方法・基礎演習Ⅰ）、社会福祉専門教育科目（社会福祉原論・キリスト教社会福祉・介護概論・ソーシャルワーク総論・ソーシャルワーク各論Ⅰ[ケースワーク論]）、社会福祉実習基礎論の単位を修得したものでなければならない。なお2、3で解説した2科目は本学では社会福祉実習Ⅰとして読み替えられているためにここでは一科目の展開となっている。

2). 社会福祉実習Ⅰの目的

本学社会福祉学科カリキュラム中の「社会福祉実習Ⅰ」は、選択科目ではあるが、社会福祉士国家試験受験資格を得るためには履修し単位を取得しなければならない科目である。

「社会福祉実習Ⅰ」は、本学の実習教育の目的を果たすべく、講義科目で学んでいる社会福祉実践のための方法・技術（方法論総論、方法論各論、その他の科目）の理論や演習（ソーシャルワーク演習Ⅰ・専門演習Ⅰ）などの各分野論を、社会福祉実践の場で具体的に学習することを目的とした科目である。別ないい方をすれば、ソーシャルワーカーを意識し、実習先の施設・機関において、福祉サービスの利用者に接し、その生活困難の実態と問題解決援助の実際や支援システム等を観察し、たとえ部分的にであっても、利用者援助の場面に関わらせてもらうことによって、授業で理解したことを現実に則して認識しなおすことが目指されている。また、具体的な実習先によってその内容を異にする場合もあるが、現場の指導職員と利用者とのかかわりを通して体験的に学ぶ姿勢を求め、その過程において、自分の意識・行動の特徴や問題点に気づき、自己覚知できることが期待される。

3). 社会福祉実習Ⅰの実習機関・施設

実習先は、社会福祉士養成過程の実習施設として厚生省が認めている施設・機関でなければならない。したがって、現在のところ、NPOや各種病

院などは実習施設として認められていない。これらの機関・施設での実習を希望する場合は「社会福祉実習Ⅱ」あるいは「精神保健福祉援助実習」を「社会福祉実習Ⅰ」履修後に選択しなければならない。実習先選定は、具体的には「社会福祉実習基礎論」において希望先を調査し、実習希望学生との面接（希望地域、希望分野の確認作業）を行い、実習先への依頼等を行う。ただし、依頼等が実習Ⅰの前年度となるため基本的には「社会福祉実習基礎論」担当教員を中心に決めることになる。なお、社会福祉士受験資格取得のための指定機関・施設は「社会福祉士介護福祉士学校職業訓練校等養成施設指定規則の規定に基づき厚生大臣が定める件」（告示第203号）（告示第265号）（告示第226号）によって定められている。実習期間は23日間、実質180時間以上である。

4). 社会福祉実習Ⅰの実施計画

本学の社会福祉実習Ⅰは、社会福祉実習基礎論を踏まえ1. 事前学習、2. 実務実習、3. 事後学習の3要素を基本構造として実際の指導にあたっている。これらの教育実施内容を年間計画に基づいてやや詳述したものが表1である。なお、事前学習・事後学習は、カリキュラム上毎週2講義180分をこれにあてている。

5). 社会福祉実習Ⅰの実施方法

1. 事前学習

事前学習は、配属実習に参加する以前に配属実習先機関・施設分野に関連する基礎科目や関連科目の教育が全て履修されていない(3年次や4年次で予定されている科目がある)状況を補い、具体的によりきめ細やかな指導をおこなう目的で行なわれる。そのためア、全体のオリエンテーションを3回(1回2講義)とイ、事前訪問1回、ウ、グループ演習を10回(1回2講義)行った。

ア、全体オリエンテーション

全体オリエンテーションでは、ガイドブックの解説を中心に受講上の注意、実習教育の流れ、実習の概要、意義、目的、各種関係書類(日誌、個人票等)に関する説明を行い、それぞれが実習先で何を学ぶかを文章化し、実習計画書を作成するが、この作成が終わった時点で実習先を訪問する

ことになっている。

イ、事前訪問

学生による事前訪問は、事前訪問日程決定の段取り及び事前訪問時の注意事項を中心に学生から、直接、実習施設・機関の実習担当者に連絡をし、実習開始の6週間までの間に事前訪問を実施したい旨伝え、日程を打ち合わせた後、実習計画書(実習課題)、事前訪問報告書等を持参し実習先との調整をはかる目的で行われる。訪問後、事前訪問報告書を作成し提出する。また、実習開始までに実習計画書(実習課題)に対する担当者のアドバイスを整理し、実習指導教員に報告するとともに、計画書の見直しを行う。

ウ、グループ演習

少人数できめ細やかな実習指導を行う必要があるとする社会福祉学部教員と実習指導委員の意向から、今年度試行的に実習希望分野別のグループを編成し演習方式による指導を実施することにした。事前学習、事後学習を前提に任意で編成されたグループは、今年度赴任している教員10名の専門領域から社会福祉行政分野、地域福祉分野、高齢者福祉分野、心身障害(児)者福祉分野、子ども福祉分野、5分野10グループに分けられた「実習グループ指導教員」のいずれかのグループに所属し事前教育を受けた。なお、事前学習は、学生各自の課題意識や実習テーマを明確化するとともに、社会福祉実習Ⅰシラバスに記載されている以下の事前教育指導項目を基底に進められたが、そのために用いる方法は各教員に一任された。

- (1) 施設・機関の法的根拠、設置目的、運営、機能・利用経路・手続等の確認
- (2) 施設サービス、施設労働、措置制度など
- (3) 実習職種の役割・業務関連職種との連携のあり方、必要とされる諸技術の確認
- (4) 関連施設・サービスの連携、社会資源等に関する確認
- (5) 利用者の生活困難及びニーズを把握する方法、利用者の近年の動向等の確認
- (6) 個別援助計画・行事計画等の立案・計画・実施・評価過程の概要の確認
- (7) 情報収集・分析の視点についての確認、実習課題に関する指導
- (8) 事例研究—特に対象者理解を中心に—

表1 2000～2001年度 弘前学院大学 社会福祉実習Ⅰ（社会福祉援助技術現場実習）実施計画

年月日	<教育実施内容>	<記録・提出物等>	<関連業務>
2000年			
4月	社会福祉実習基礎論実施……外部講師(別紙参照)	レポート・質問票	
8月	(8月末まで)施設見学等自主事前学習の実施		
9月	実習希望先の選択		
10月	(～12月まで)実習実施に関する個別指導の実施(分野情報の収集、整理、実習課題の検討など)		*アンケート・個別指導等により社会福祉実習Ⅰ履修学生の希望調査および整理 *実習Ⅰ履修学生の配属予定実習施設・機関との応諾・日程・形態等調整 *実習依頼書・実習承諾書送付
11月	実習Ⅰ・Ⅱの履修説明会		*実習依頼書・実習承諾書送付
12月	分野別実習準備学習会		
2001年	分野別学習会		
1月			
2月		事前学習報告書提出	
3月			
4月	実習Ⅰ講義開始 ・実習の意義・目的の理解 ・計画書・事前学習報告書の書き方 ・事前訪問・予備実習のオリエンテーション	実習計画書(案)提出 実習計画書等提出	*実習Ⅰ配属実習施設・機関への実習実施日程等最終確認
5月	事前学習のためのグループ学習①		*実習訪問指導者打ち合わせ会(5月末)
6月	事前訪問・見学 事前学習のためのグループ学習② ・実習内容の指導(記録・スーパービジョン) ・実習上の諸注意	実習計画書提出(6月末)	*社会福祉援助技術現場実習指導打ち合わせ会(6月予定) *評価表・個人票・健康診断書・実習計画書・実習の手引・事前学習報告書等の送付(実習実施1ヶ月前)
8月	配属実習開始	実習日誌、出勤簿 事前訪問の記録 教員の訪問指導記録 実習評価表	←社会福祉学部教員による「訪問指導」
9月	配属実習終了		
10月	事後グループ討議① ・個別スーパービジョン開始 実習報告会①～④ 実習反省会 ・実習基礎論(2年生)にて実習Ⅰ体験報告 ・事後グループ学習②	実習の自己評価 実習報告書原稿提出 出勤簿の提出	*実習交流会(学生、現場指導者、教員) →実習報告書作成(印刷依頼)
11月			*施設・機関からの「実習評価」整理 *実習の礼状送付
12月	福祉実習Ⅱ科目説明 ・実習評価調査	実習評価調査 実習日誌類提出 継続研究レポート提出	*実習報告書完成・配付
2002年			*実習報告書を施設・機関に送付
1月			

また、全体オリエンテーションでの概略を補足する意味で実習が開始される前までに計画書(23日間プログラムを含む)の修正や、記録としての実習日誌の書き方を学ぶ。

2. 実務実習

実習先の選定は前年度の12月頃を目安として社会福祉実習基礎論における希望調査、個別面接を通して学生の問題意識や実習テーマ等を確認し選定される。その後、実習先に仮依頼をして上述した必要単位取得者を確認し、4月より正式依頼を行う。基本的には、実習依頼先への交渉は大学が行うが、学生本人が希望した場合はまず学生が仮交渉を行った後正式な手続きを大学が行う。

実習期間は23日間180時間以上であるが、実習が開始されると実習生は、その記録を日誌に記入し、実習先の指導担当職員から指導を受けることとなり、一週間ごとにまとめを行う。実習開始から2週、3週目には大学から指導担当教員が訪問し、指導担当職員との面接や三者面接を実施、実習の目的が達成されるように指導をすることとなっている。

3. 事後学習

実習を終了し大学に戻ると、初期の課題設定や実習プログラムは、実習先ごとの指導内容やレベルにかなりの相違がみられるため、学生によっては実務実習終了までに消化しきれない場合も多く見受けられる。そのため、再びグループ演習や全体指導を通して各自の実習課題の達成や目的の達成に関して考察し各種の報告書等を作成、発表することとなっている。具体的には以下のように、ア、全体のオリエンテーションを2回(1回2講義)とイ、グループ演習を10回(1回2講義)行い、ウ、各種報告書作成並びに発表を行う。

ア、全体オリエンテーション

全体オリエンテーションでは、ガイドブックや資料に基づき、事後学習の方法と課題レポート、個人総括書、実習先種別総括書の作成、実習体験報告会、実習評価に関する説明を行い、それぞれが実習で何を学び得たのかを文章化し、報告するための方法を周知させ、さらに次の段階で新たな研究学習課題が発生するように指導し、4年次で

の卒業論文や、研究実習として位置付けられる社会福祉実習Ⅱへの動機付けをあわせて行う。

イ、グループ演習

事後学習は、残された学生各自の課題意識や実習テーマを明確化するとともに、社会福祉実習Ⅰシラバスに記載されている以下の事後教育指導項目を基底に進められた。

- (1) 実習施設・機関及び実習職種に関する理解度の評価—各個人発表
- (2) 対象者理解の視点・関係形成技術や関わり方等の評価
- (3) 施設・機関における基本的技術の理論的背景に関する理解
- (4) 個別・集団援助計画の立案・実施の再評価
- (5) 政策的背景を基にした施設・機関、社会資源に関する考察

事後学習の方法は、事前学習同様、各教員に一任したが、その際の基礎資料として、実習先機関、施設から返送された評価表、自己評価表、実習日誌、訪問指導時の報告事項等が活用された。

ウ、各種報告書作成並びに発表

社会福祉実習終了報告書は、実習最終日、日誌、自己評価表等を参考に、実習体験を振り返り、実習中において考察した自分自身のあり方や実習課題に対する学習成果、新たな認識や今後必要と思われる技術等について、日誌等と一緒に配布されているA4サイズの用紙に1200字程度でまとめるものである。機関・施設によっては提出を求めたり、独自の項目や字数で提出することを求めたりするところもあるので、その場合はその指示に従うよう指導している。また、記述したものは、その後の個人総括書に反映させてもよいことにしている。

個人総括書は、「社会福祉実習Ⅰ」の学習成果をまとめることを目的に表題をつけ、1. 実習課題、2. 実習の内容、3. 実習成果、4. 感想、5. 継続学習課題、6. 後輩へのアドバイスを簡潔にまとめる。なお、「個人総括書」は年度末までに「社会福祉実習Ⅰ個人総括書」として印刷製本し、「社会福祉実習Ⅰ」を履修した学生および実習先に配布する。

実習先種別総括書は、「社会福祉実習Ⅰ」の実習先種別をまとめることを目的に、1. 施設名、2.

施設長、3. 実習指導者職名・氏名、4. 所在地、5. 電話番号・FAX 番号、6. 最寄り駅（交通手段）、7. 沿革、8. 指導・援助・支援方針、9. 特色を記述する。なお、「実習先種別総括書」は、次年度実習を履修する学生の基礎資料として活用される。

社会福祉実習Ⅰ体験報告会は、「社会福祉実習Ⅰ」を履修した学生が、実習終了後、関連する領域事のグループ学習の成果を総括することを目的に設定する。また、この機会が、学生間において、実習に関する情報交換（主に、実習場としての施設・機関の評価および指導方法の実際などについて）の場として活用されることを意図して、報告会の参加対象を次年度において「社会福祉実習Ⅰ」履修予定の「社会福祉実習基礎論」履修中の学生に広げて実施する。

6). 社会福祉実習Ⅰの評価方法

「社会福祉実習Ⅰ」は事前・実務・事後教育の状況を含めた「総合評価」による単位認定であって、現場での実務実習に参加しただけでは必ずしも単位認定に至らないことがある。評価項目は、①事前指導の取り組み状況、②実習計画書、③事前訪問自己評価、④実習日誌、⑤実習評価表、⑥自己評価表、⑦社会福祉実習終了報告書、⑧実習体験個人総括書、⑨実習先種別総括書、⑩事後指導の取り組み状況の10項目である。なお、判定は各項目とも10点満点とし、単位認定のためには、10項目全てにおいて6点以上で、合計が60点以上を「可」、70点以上を「良」、80点以上を「優」とする。さらに60点未満の者、合計点が60点以上であっても1項目でも6点未満であれば、単位認定ができず不合格となる。

実習担当教員は、上述した評価項目のグループ演習教員からの素点を含む基礎資料を基に最終的な単位認定を行う。

IV. 考察と今後の検討課題

本学における「社会福祉実習Ⅰ」教育方法と内容の現状を述べてきたが、現在認識し今後も継続的に認識しなければならない課題¹²⁾は、1)本学が内包する課題、2)指導方法並びに指導体制にかかわる課題である。以下これらの項目について

若干の問題整理をし、今後に残された検討課題の考察と問題提起を試みたい。

1) 本学が内包する課題

(1) 学生側の課題

ア. 近年の社会福祉ブームの波に乗ってか、平成10年度入学生(第1期生)の2000年11月に行われた就職希望基礎調査では、将来社会福祉関連の職務に就きたいと希望した者は、全入学者125名中(提出者123名、未提出者2名)99名と全入学者の79.2%であった。社会福祉の実務に従事することへの動機付けが、非常に高い学生が大多数を占めることとなった。当然その影響を引きずるように、今年度選択科目であるにも拘らず社会福祉実習Ⅰを履修した学生は、114名であった。一方で実習が社会福祉士国家試験受験資格取得ための手段と化しているのではないかという批判もうかがえるが、実習教育を進んで受けようという動機付け(目標)の高さが、実習終了後どのように知覚され解釈されたのか学生からの評価が必要である。

イ. 文学部の上級生は存在するが、社会福祉学部の上級生が不在のため、学生が主体的自主的に実習や実習先について学習する環境作りが不十分であった。1年次の「学習体験」(つがる福祉創造フォーラム、ボランティアなど)もかなりの部分で教員のアドバイスを必要としたことからもうかがえる。3年次になってようやく学生による自主的活動としてのサークル活動や自主ゼミ活動が始動する兆しを見せている。

(2) 大学側の課題

ア. 社会福祉専門教育科目のうち、地域福祉論、公的扶助論、社会福祉調査法などは実習前に開講されなかったために実習先分野(福祉事務所、社会福祉協議会など)科目を履修する以前に配属実習に望まなければならない学生がいた。また、ソーシャルワーク演習Ⅰ¹³⁾が3年次同時開講なため事例研究を含む事前学習が不十分にならざるを得なかった。ソーシャルワーク教育においては、講義・演習・実習は相互に密接に関連しあい循環していく構造として教授、実践展開されていく必要¹⁴⁾があ

り、学生にとっては社会福祉専門教育における実習の体系的な位置づけの把握が困難であった。2年後の科目改定作業ではこの点を注視しなければならない。

- イ. 実習担当教員は、2名で実習科目を履修する学生114名に対し、社会福祉実習基礎論をはじめとする各社会福祉の知識から専門的で実践的な技術までを構造的につなぎあわせ、しかも短期間に濃密な教育を行うことは、物理的に不可能である。そこで、実習担当教員は、ガイドブック解説並びに各種提出物の評価を中心に役割を担い、前述した任意の「実習グループ指導教員」とともに事前・実務・事後学習を進めた。少人数教育をめざす本学の理想に近い形になったといえる。一方で実習グループ指導教員が専任でないことから責任の所在が曖昧になり易く、今後は人事問題上の課題（担当者の退任や前任者担当分野）を含めて検討し専任化することが望まれる。
 - ウ. 3年次では、実務的な実習に必要とされる各論的（方法論・分野論）な知識、技術は不十分といわざるを得ない。そこで、方法論では演習の強化と分野論ではフィールドインストラクター、ティーチングアシスタント制度の導入を早期に実現させていかねばならない。
 - エ. 1科目に特化されて述べられるべきものではないが、キリスト教主義の教育理念が実習教育のなかでどのように反映されていくのか、具体的な手立てを見出すまでにはいたっていない。
 - オ. 現在、本学では介護技術を基本的に習得できる科目はない。そこで基本的な介護技術が求められる介護業務に関連する施設・機関に実習にいく学生には、ホームヘルパー2級取得のための方法並びに養成研修所の情報提供を行う。また、大学としてホームヘルパー2級取得条件整備を行う方向で検討を要する。それに伴う介護機器の補充等も次年度以降の課題である。
- 2) 指導方法並びに指導体制にかかわる課題
- ア. 現行の履修要件のみで実習を履修させることは、高い質の担保にはなりえない。履修にあたって試験選抜等を行う必要性の是非について

論議を深めなければならない。また、ここに至るまでの1、2年次の基礎教育科目・社会福祉学支援科目・社会福祉専門教育科目各段階の教育環境状況を明らかにし過不足の調整・整備が必要である。教科目群の連絡協議の準備を今から始めなければならない。

- イ. 実務実習をいつ行うのかについては、機関・施設の事情と考え方に応じて異なるが、大別して集中方式と通年方式に分かれる。本学の場合、集中講義をはじめとする他科目との諸条件により、8月から12月までの期間に集中的に行う集中方式をとっている。学生の多くが、弘前市近郊か、出身地近郊を実習先に希望する傾向があり、選択の優先順位は、全国的に名のある機関・施設や力量ある実習指導職員の存在有無ではない。また、逆にそのような存在があったとしても全体的な割合から鑑みれば少数にすぎない。ソーシャルワーク教育の重要な目的の一つである高度な専門家養成の責務を考慮した機関・施設・職員との契約関係の樹立（指定施設制）と質・量の確保、それに見合った学生の配属は大きな課題である。
- ウ. ガイドブックの内容は、①社会福祉実習Ⅰのねらい、②社会福祉実習Ⅰの年間計画、③社会福祉実習Ⅰシラバス、④実習計画書の書式と書き方、⑤実習課題の取り組み、⑥実習日誌の書式と書き方、⑦実習評価表、⑧実習評価項目に対応した実習上のポイント、⑨評価基準と評価の意味、⑩スーパーバイザーとともに、⑪実習生の心得、⑫実習における諸注意、⑬事前訪問の連絡と方法、⑭訪問指導、⑮実習評価と単位認定、⑯社会福祉実習終了報告書・個人総括書・実習先種別総括書の作成、⑰実習Ⅰ体験報告会、⑱実習Ⅱに向けて、によって構成されている。これらは、既存の刊行物、各大学実習テキスト、要綱等を寄せ集めて作成された。数年試行的に使用した後、受け入れ先を中心とした機関・施設・社会福祉系大学（県内・東北ブロック）との研究教育も含めた連絡協議会を定期開催し全体的な評価を行い改訂していかなければならない。
- エ. 多くの学生は、実習終了後に何がしかの成長、

変化を感じさる。事前・実務・事後学習を通して学びえたであろう多様な経験（観念的、主観的に理解したであろう側面）は、たとえすばらしいひらめきや豊かな視点を想起させるものであったとしても、現行の評価システムでは、声無き声、あるいはノイズとして追いやられ易い。なぜならば、学生のこのような潜在能力はデジタル化して評価することに限界があり、そのための方法も確立されていないためである。社会福祉実習教育においては、「構成主義の観点から観た学習観」は不可欠であり、本学の場合、前述したように実習グループ指導教員による指導や各種報告書等によって補うには限界がある。この点について、近年教育者たちの間で注目されている教育評価法ある。「ポートフォリオ評価法」¹⁵である。この方法の詳述と試論については、紙面の都合上、社会福祉実習教育に関する一考察（その2）に譲ることとするが実習教育評価の新たな挑戦として試行したい。

V. おわりに

本稿では、本学が取り組んできた社会福祉実習Ⅰ教育方法と内容の展開途上で浮揚してきた諸課題を分析することにより大学の社会福祉実習教育におけるソーシャルワーク実習教育のあり方と社会福祉実践の専門家養成等に向けられている課題を中心に検討してきた。これまでの考察で明らかのように、社会福祉実習教育活動上、常に乗り越えるべきハードルとなっている課題は、わが国社会福祉系大学が四半世紀にわたって抱え続けてきた問題であり、そのハードルは高くなり増え続ける一方である。

特定の人々のみを対象とした社会福祉の制度・政策は、すべての人々を対象とした普遍性を強調したサービスに変わろうとしている。社会福祉援助活動も主体的な生活者を支援する社会的サービスとして機能することが求められている。わが国におけるソーシャルワーカーに向けられた期待は高いといえよう。それと同時に、北川清一も指摘¹⁶するようにわが国のソーシャルワーカーとは一体誰で、どのような職種の人のことを指しているの

かかのような専門職としての専門性を疑問視する声や批判も多い。その中核は、実践を展開していく上で相違性を尊重しながらも共通性や一貫性を担保するだけの思考スタイルやテクニックが確立しておらず、共通基盤が未整備な実態から派生している。その源泉が「観念的抽象論に終始するのみの実践には役に立たない大学におけるソーシャルワーク教育」によっているのだとすれば、果たして本学はそれにどのような解答を用意できるのであろうか。

実習に関連する諸課題はここに記したものの以外にも多様に存在し、正に枚挙にいとまを得ない様相を呈している。そのような意味では、キリスト教主義による教育を根本理念とし、すぐれた専門家（ソーシャルワーカー）養成をめざす本学の实習指導方法の構築と体系化という課題は負い続けなければならない十字架であろう。

1. 第31回日本社会事業学校連盟社会福祉教育セミナー（2001年10月7・8日、名古屋国際会議場）におけるテーマは「新世紀の社会福祉教育のあり方を展望する」であり、中でも「社会福祉導入教育の現状と課題（第1分科会）」「社会福祉実習教育の課題—演習と実習のかかわり—（第3分科会）」「社会福祉士有資格者の任用と就職及び労働条件（第4分科会）」の内容は、本学の社会福祉実習教育全般で取り組むべき重要な課題を示唆している。
2. 弘前学院大学では「社会福祉援助技術現場実習」科目を「社会福祉実習Ⅰ」という名称で言い表している。
3. 宮田和明・川田誉音・米澤國吉・加藤幸雄・野口定久『社会福祉実習（三訂）』中央法規、1998年、14頁。
4. 社会福祉士及び介護福祉士法第一章第二条より。
5. 京極高宣「資格制度化と社会福祉教育」一番ヶ瀬康子・大友信勝・日本社会事業学校連盟編『戦後社会福祉教育の50年』ミネルヴァ書房、1998年、258頁。
6. 同上、261頁。
7. 日本社会事業学校連盟・全国社会福祉協議会編『新社会福祉施設現場実習指導マニュアル』全国社会福祉協議会、1996年。
8. 厚生省社会・援護局第2667号社会福祉士養成施設等における授業科目の目標並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容の改正について（通知）。
9. 弘前学院大学社会福祉学部社会福祉学科・社会福祉実習指導委員会『ガイドブック社会福祉実習Ⅰ・Ⅱ 2001年度』弘前学院大学社会福祉学部、2001年。ガイドブックは、「要綱」「手引き」「ハンドブック」などと称されることが多いが、本学では、手引き等の身体的要素を連想させる表現は、障害福祉の概念を考慮する際、不適切な表現なのではないかという実習

指導委員の意見によってこの表現を採用せず、むしろこのテキストが社会福祉実習の案内書であり学生自らが課題意識をもって主体的・積極的に活用してほしいとの願いを込めこの名称にした。また、ハンドブック作成にあたっては、上述した『新社会福祉施設現場実習指導マニュアル』、『社会福祉実習（三訂）』、明治学院大学、北星学園大学、道都大学等の各種要綱、手引き、並びに東洋大学社会福祉援助技術現場実習講義資料等を参考にした。

10. 青森会場5月29日（青森グランドホテル）14施設・機関参加、八戸会場6月5日（八戸グランドホテル）11施設・機関参加、弘前会場6月6日（ホテルニューキャッスル）29施設・機関参加（どの会場とも13時から15時30分）合計53施設機関参加。
11. 「社会福祉実習Ⅰ」の教育方法と内容、評価方法に関しては、前掲の『ガイドブック社会福祉実習Ⅰ・Ⅱ2001年度』を抜粋、または加筆、修正している。
12. 本章の基本的な枠組みは、大島侑・北川清一「大学の社会福祉教育における社会福祉実習システムに関する一考察—道都大学の「福祉施設実習」指導方法の現状と諸問題—」『道都大学紀要』社会福祉学部編、第

5号、1982年を参考にした。

13. 弘前学院大学では「社会福祉援助技術演習」科目を「ソーシャルワーク演習Ⅰ」という名称で言い表している。
14. 川廷宗之「ソーシャルワーク教育の現状と課題」『ソーシャルワーク研究』Vol. 24 No. 2、相川書房、1998年、6頁。
15. 主な参考文献としては以下のものがある。De Fina, A. A., *Portfolio Assessment: Getting Started*, (Profeesinal Books), 1992, Burke, K., Fogarty, R. & Belgrad, S., *The Mindful School: The Portfolio Connection*, (Skylight), 1994, 田中耕治『学力評価論の新たな地平』三学出版、1999年、田中耕治・西岡加名恵『総合学習とポートフォリオ評価法』日本標準、1999年、B.D. シャクリー・N. バーバー・R. アンブローズ・S. ハンズフォード著(田中耕治監訳)『ポートフォリオをデザインする—教育評価への新しい挑戦—』ミネルヴァ書房、2001年
16. 北川清一「大学におけるソーシャルワーク教育のゆくえ」『ソーシャルワーク研究』Vol. 23 No. 2、相川書房、1997年、9頁。